

秋田市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月16日

秋田市長 沼 谷 純

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
80465	アカデミータウン21号線	広面字谷内佐渡146番11地先	
		広面字谷内佐渡146番13地先	
80466	アカデミータウン22号線	広面字谷内佐渡146番17地先	
		広面字谷内佐渡146番19地先	

2 縦覧期間

令和7年10月16日から同月30日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで